

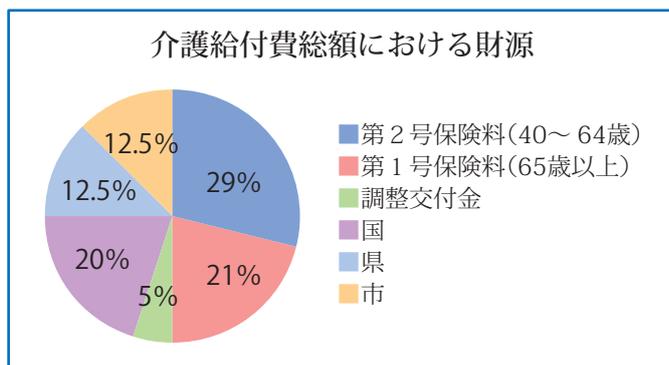
平成24年度介護保険料について

現在、わが国は、国民の5人に1人が高齢者（65歳以上）という高齢社会を迎えています。本市においてはすでに市民の3人に1人が高齢者であり、今後も増加が見込まれます。介護保険制度が開始され10年以上経過した今日において、介護保険は人々の生活において欠かせないものとなっています。

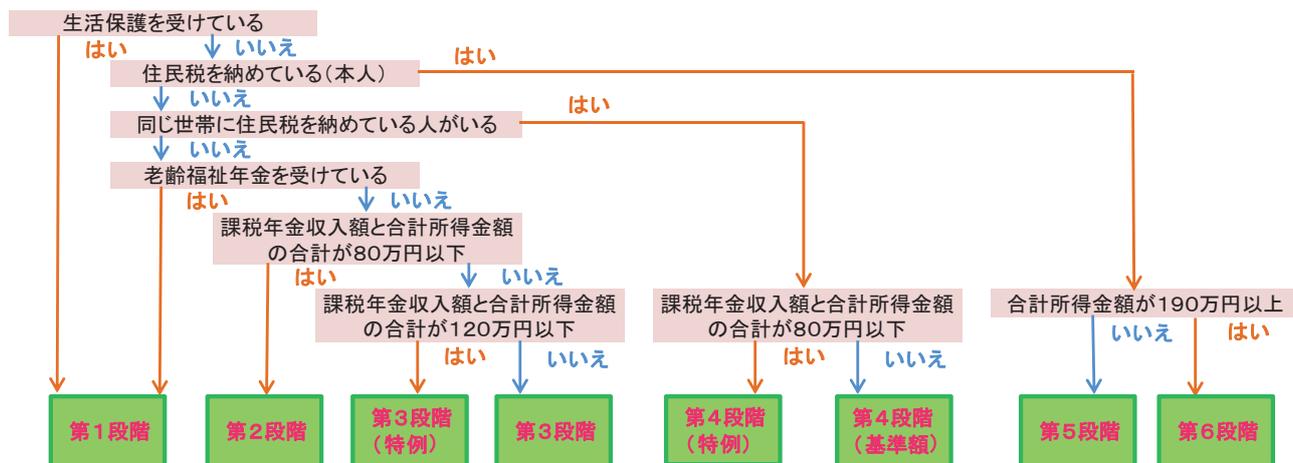
●利用者数が増加するに伴い、介護給付費も著しい増加を見せています。介護給付費の財源は右の通りです。

☆介護給付費の財源は介護保険料が大きな割合を占めています。

皆様の暖かい支え合いによって介護を必要とする方々の生活が守られています!!



☆平成24年度の介護保険料は？



| 保険料段階 | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階(特例) | 第3段階 | 第4段階(特例) | 第4段階 | 第5段階 | 第6段階 |
|--------|---------|---------|----------|----------|----------|---------|----------|---------|
| 割合 | 基準額×0.5 | 基準額×0.5 | 基準額×0.65 | 基準額×0.75 | 基準額×0.85 | 基準額 | 基準額×1.25 | 基準額×1.5 |
| 24年度年額 | 29,700円 | 29,700円 | 38,600円 | 44,600円 | 50,500円 | 59,400円 | 74,300円 | 89,100円 |
| 23年度年額 | 25,800円 | 25,800円 | 38,700円 | | 43,800円 | 51,500円 | 64,400円 | 77,300円 |

●平成20年度から平成23年度における本市の介護給付状況は施設（入所）サービス・ショートステイ・通所介護などが著しく増加しており、3年ごとの保険料の見直しでは、給付費と人口の動向を踏まえ保険料が改定になりました。今後とも介護保険制度へのご理解・ご協力を宜しくお願いいたします。



〔問い合わせ先〕

曾於市役所 本庁 保健課 ☎0986-76-8806
 財部支所 福祉課 ☎0986-72-0935
 大隅支所 保健福祉課 ☎099-482-5924



児童手当の現況届について

6月中に届を提出してください。
(子ども手当は、平成24年4月法律改正により児童手当になりました。)



お問い合わせ先

財部 福祉事務所児童福祉係 ☎ 0986-72-0936
末吉 保健課 福祉係 ☎ 0986-76-8807
大隅 保健福祉課 福祉係 ☎ 099-482-5925

児童手当制度の目的

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

児童手当制度の仕組み

児童手当は、満15歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している方に支給されます。

ただし、児童が知的障害児施設などの障害児福祉施設や児童養護施設などの児童福祉施設などに一定期間以上入所している場合は、施設設置者に支給されます。

また、一定期間以上留学している児童の場合、支給されません。

所得制限限度額（下表）

所得制限限度額は、前年の所得額で判定します。また、所得には一定の控除があります。
なお、年によって限度額は変更になることがあります。

児童手当支給月額

◎所得制限限度額以内の場合

3歳未満児 一律1万5千円

3歳以上、小学校修了前まで

・第1子、第2子 1万円

・第3子以降 1万5千円

（第3子以降とは、満18歳到達後最初の3月31日までの児童を含めて3番目以降の児童です。）

中学生（満15歳到達後最初の3月31日まで） 一律 1万円

◎所得制限限度額を超えている場合 一律 5千円

現況届の提出

今回の法律改正で、児童手当を受給している方は毎年6月中に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。

（なお、公務員の方は、職場で現況届を行ってください。）

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるか確認するためのものです。

現況届提出対象者の方には、6月上旬に案内通知を郵送する予定です。

現況届の添付書類

①受給者の健康保険証の写し

②平成24年1月1日現在曾於市に住所がなかった方は、平成24年1月1日の住所地の市区町村が発行する平成24年度所得課税額証明書

③その他必要に応じて提出する書類

・別居監護申立書、別居している児童の住民票謄本等

現況届の提出がない場合

6月分以降の児童手当は支給されません。

所得制限限度額（平成24年6月分の手当より適用）

| 扶養親族等の数 | 所得制限限度額 | 収入の目安 |
|---------|---------|----------|
| 0人 | 622万円 | 833.3万円 |
| 1人 | 660万円 | 875.6万円 |
| 2人 | 698万円 | 917.8万円 |
| 3人 | 736万円 | 960.0万円 |
| 4人 | 774万円 | 1002.1万円 |
| 5人 | 812万円 | 1042.1万円 |

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算してあります。

合併浄化槽・下水道できれいなまちづくり



お問い合わせ先

市民課環境係

☎ 0986-76-8805

大隅支所地域振興課環境係

☎ 099-482-5923

財部支所地域振興課環境係

☎ 0986-72-0934

水道課下水道係

☎ 0986-76-8812

下水道…一定区域内の家庭排水を、一挙に処理・浄化する施設です。

浄化槽…家庭から排出される生活排水を戸別に処理し、環境に影響のない状態で放流するための、家庭用浄化設備です。

単独浄化槽

(トイレの排水のみ処理)

トイレ以外の排水はそのまま排水



合併浄化槽・下水道に転換すれば…

合併浄化槽

(家庭内排水を全て処理)

能力は単独浄化槽の

約 8 倍 !!

下水道



合併浄化槽・下水道への転換を !!

【浄化槽補助制度】

(末吉町・大隅町)

・末吉町・大隅町では、合併浄化槽の設置者に対して一定の補助金を交付する制度です。

(財部町)

・財部町では、浄化槽本体の設置工事（配管工事等は除く）を市が行い、使用者には、毎月使用料を支払って使用していただく制度です。

※曾於市では、上記2種類の制度で合併浄化槽設置の推進を図っています。

制度の詳細な内容や浄化槽設置に関する手続き、その他ご不明な点がございましたら、各支所環境係へご連絡下さい。



財部北中学校体育館

閉校施設利用団体を募集します

財部北中学校、財部南中学校の校舎、体育館、運動場の利用団体を募集します。



お問い合わせ先

教育委員会総務課（大隅支所）

☎ 099-482-5956

平成24年3月に、南之郷中学校、財部北中学校及び財部南中学校の3中学校が閉校となりました。これらの校舎及び敷地（以下「閉校施設等」といいます。）は、公共施設として市民共通の貴重な財産であります。一方、地域にとっては最も身近なコミュニティの場であり、住民にとっては子ども時代又は子育て時代の思い出の場所でもあるため、地域、住民にとって学校に対する思いは非常に強いものがあります。

これら3校のうち、財部北中学校及び財部南中学校の2校について、有効活用、恒久活用を図り、地域の活性化に資するために、閉校施設等を利用する個人、団体等を「曾於市閉校施設利用団体等募集要領」に基づき募集します。閉校となったふるさとの学校施設を有効活用してみませんか。

募集の期間は、平成24年4月23日（月）から平成24年6月26日（火）までです。

なお、南之郷中学校については、市の保健・福祉計画に基づき有効活用する予定です。

応募資格

法人、任意団体、個人を問わず、だれでも応募できます。ただし、次に掲げる事項等に該当しないことを条件とします。

- ① 契約等を締結する能力を有しない者、団体等
- ② 破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人
- ③ 国税及び地方税を滞納している者
- ④ 暴力団と関係のある者又はそのおそれのある者
- ⑤ 一般競争入札を制限されている者
- ⑥ 宗教活動・政治活動を行う利用
- ⑦ 公益を害するおそれのある用途での利用

その他の条件

施設利用者が行う利用計画の内容や施設の使用方法に条件があります。

利用期間等

利用開始から原則として3年間の無償貸与としますが、市との協議で延長ができます。

※詳しくは、市のホームページを御覧いただくか、教育委員会におたずねください。



財部北中学校校舎



財部南中学校校舎

住宅の新築・購入、おめでとうございます！

住宅取得祝金等支給制度について

曾於市では、人口減少に歯止めをかけるため、また、市内商工業の活性化を図るために、住宅取得祝金等支給制度を実施しております。**住宅を取得された方で、対象者となる方は、申請をしてください。**

お問い合わせ先

末吉本庁 企画課 まちづくり推進係 TEL 0986-76-8802
 大隅支所 地域振興課 地域振興係 TEL 099-482-5921
 財部支所 地域振興課 地域振興係 TEL 0986-72-0931

| | |
|---------------|--|
| 1. 制度の目的 | 曾於市では、定住促進を図るため、住宅を新築または購入した方に対し、お祝として現金と市商工会が発行する商品券を支給いたします。商品券で支給することにより、市内経済の活性化を図ることも目的としています。 |
| 2. 対象者 | ・市内に居住するため住宅を新築または購入した方。 ※4. 注意点（対象外等）を参照してください。 |
| 3. 支給の金品等 | <p>(基本の祝金等)</p> <p>1. 市内業者による新築 商品券 10 万円分+現金 10 万円=計 20 万円分 2. 市外業者による新築 商品券 5 万円分+現金 5 万円=計 10 万円分 3. 未入居の建売住宅購入 商品券 5 万円分+現金 5 万円=計 10 万円分 4. 上記以外の中古住宅購入 商品券 2 万 5 千円分+現金 2 万 5 千円=計 5 万円分 (転入者加算) 5. 上記 1～4 の対象者で、転入して 1 年以内の方に対して、商品券 5 万円分+現金 5 万円=計 10 万円分を加算。 ※注) 本市から他の市町村へ転出し、転出後 3 年以内の再転入は対象外とする。</p> |
| 4. 注意点 (対象外等) | <p>1. 新築・購入の日は、法務局の登記（新築・所有権移転）の日付を基準とします。 2. 新築・購入の日以後 1 年以内に申請してください。 3. 転入日以後 1 年経過してからの住宅取得は、転入者加算の対象外とします。 4. 市の定住促進住宅用分譲地への新築は、対象外とします。 5. 市税等の滞納者は、対象外とします。 6. 住宅リフォーム促進補助金、危険廃屋解体撤去補助金との併用申請は、認められません。 7. 中古住宅とは、居住が可能で耐用年数が 10 年以上見込まれるものです。</p> |



住宅の建築やお買い物は
市内のお店で！
みんなの力で、
ますます住みよいまちに！

左は 4 月 26 日に行われた
住宅取得祝金等交付式の写真

外国住民の方の登録手続きが変わります！

(平成 24 年 7 月 9 日実施)

外国人住民の方にも、日本人と同じく「住民基本台帳法」が適用されます。
(外国人登録法は廃止になります。)

それに伴い、外国人住民の登録手続きが変わります。

改正のポイント

外国人住民の方にも住民票が作成されるようになります(中長期在留者)

日本の国籍を有しない者について適用を除外している現行の住民基本台帳法(以下「住基法」といいます。)が改正され、外国人住民についても住基法の適用対象に加えられることとなりました。

この結果、日本人と同様に、**外国人住民についても住民票が作成され**、日本人住民と外国人住民の住民票が世帯ごとに編成され、住民基本台帳が作成されることとなります。

外国人住民の方にとって利便性が向上します

○本改正により、これまで住民基本台帳法と外国人登録法の2つの個々の制度で把握していた複数国籍世帯(外国人と日本人で構成する一の世帯)について、より正確に世帯構成を把握することが可能になるとともに、世帯全員が記載された**住民票の写し等が発行できるようになります。**

○住民基本台帳は住民に関する事務処理の基礎となるものであり、転入届などにより国民健康保険など、各種行政サービスの届出との一本化が図られ手続きが簡素化されます。

○法務大臣と市町村との情報のやりとりにより外国人住民の方が法務省(地方入国管理局)と市町村にそれぞれ届出するという負担は軽減されるようになります。

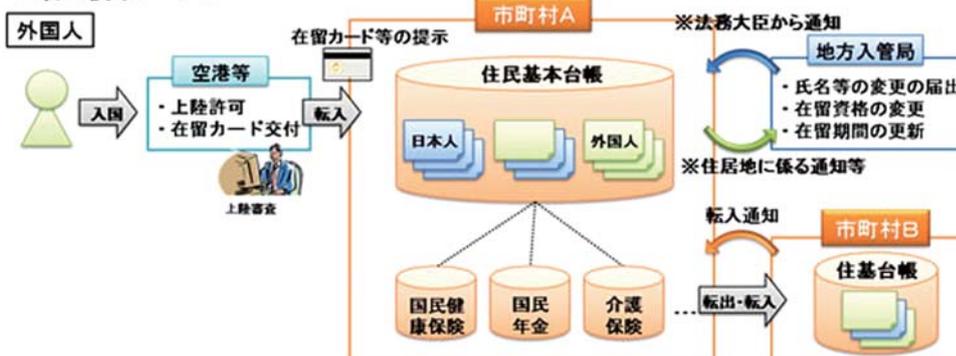
◎新制度への円滑な移行を図るため、入管法等改正法の施行日事前に外国人住民の**仮住民票**を作成し、その内容等をご本人に通知しますので、ご確認ください。

※仮住民票…現行の外国人登録の情報に基づいて、新たな制度において住民票の記載対象となる外国人住民を対象に、その記載情報の内容を確認してもらうために発行されるものです。

●外国人住民の住民基本台帳制度は、平成 24 年 7 月 9 日(入管法等改正法の施行の日)から始まります。施行までは引き続き現行の外国人登録制度上の手続きを行う必要があります。

なお、今回の改正法による外国人の方の手続きは、原則必要ありません。

《改正後イメージ》



お問い合わせ先 市民課市民係 ☎ 0986-76-8805



青少年リーダー研修参加者募集



お問い合わせ先

曾於市教育委員会
 社会教育課 ☎ 099-482-5958
 末吉分室 ☎ 0986-76-8814
 財部分室 ☎ 0986-72-0945

たくましく、やさしい心をもったリーダーの育成を目的とした研修を開催します。年間6回程度の研修活動を通じて、新しい出会いや感動を体験してみませんか？みなさんの参加をお待ちしています。

実施期間

平成24年8月～平成25年1月
 ※南薩研修は8月18日(土)～20日(月)の2泊3日
 九重研修は12月22日(土)～24日(月)の2泊3日

研修地

南さつま市・大分県九重町・曾於市内

研修内容

共同宿泊学習・産業体験活動・ボランティア活動等

対象者

市内在住の小学6年生から高校生

定員

32人(ただし、応募多数の場合は選考委員会で選考します)

参加費用 15,000円

申込方法

小・中学生は、各校区の青少年指導員または学校を通して申し込みをしてください。高校生につきましては、直接教育委員会に申し込みをください。

申込期間

6月4日(月)～25日(月)

建築確認申請について

お問い合わせ先

(審査) 大隅地域振興局 土木建築課建築係
 ☎ 0994-52-2188
 (受付窓口) 市役所 建設課建築係
 ☎ 0986-76-8811



◎建物の建築工事を行うにはあらかじめ建築確認申請が必要です

都市計画区域内、または建築基準法で定める用途等の建物を建築(新築・増築・改築・移転)する場合は、『建築基準法』をはじめ関係法令に適合しているか審査するため、工事の着手前に確認申請書を提出し、建築主事から確認済証を受けなければなりません。また工事中は現場の見やすい場所に「建築基準法

による確認済み」の表示板を掲示する必要があります。そして、その工事が完了したときは、完了検査を受け検査済証の交付を受けた後でなければ建物を使用することが出来ないことになっています。

また、都市区域外で建築する場合及び建築物の除却の工事を施工する者が建築物を除却しようとする場合でも届け出が必要です。

◎建築確認申請の受け付けは平成24年度から本庁建設課になりました

平成24年度から建築確認申請の受付窓口は本庁建設課建築係になりました。市で受け付け後、審査は鹿児島県大隅振興局(鹿屋市)へ持ち回りをさせていただきます。なお、建物を建築するときは、いろいろな規制等がありますので注意してください。

◎確認申請の様式について

鹿児島県のホームページをご覧ください。

屋外広告物とは

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板等をいい、表示内容や表示目的を問いません。

みんなで作ろう！ 曾於市の景観

**お問い合わせ先**

各支所建設課・建設水道課

末吉 ☎ 0986-76-8811

大隅 ☎ 099-482-5953

財部 ☎ 0986-72-0941

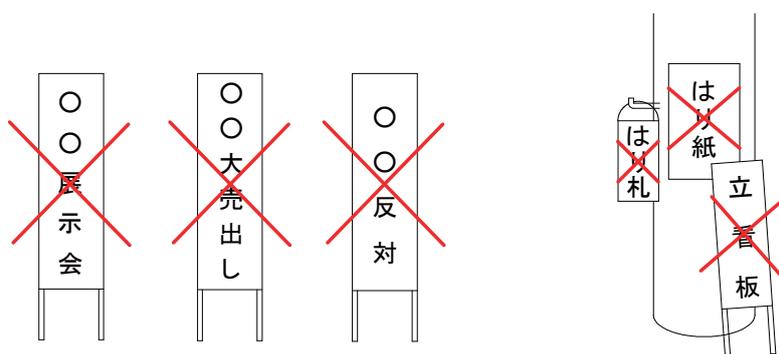
鹿児島県屋外広告物条例により

道路敷地内及び道路上の電柱等に無断ではり紙、はり札、立看板、広告旗を表示することは禁止されており、違反した場合は罰則があります。

最近、住民の皆さんから広告物等の設置について、苦情が多く寄せられています。

屋外広告物は、道行く人に様々な情報を提供するほか、街ににぎわいを演出する重要な役割を果たしています。

しかし、無秩序に氾濫すると街の景観や風致を損ね、交通の妨げとなるものや適正な維持管理を欠いた場合には公衆に危害を及ぼしたり、周囲に不快感を与える要因になります。市では、良好な景観の保全・育成や公衆に対する危害防止の観点から、屋外広告物法及び県屋外広告物条例に基づき、規制や指導、場合によっては撤去を行っています。

**屋外広告物の設置は…**

屋外広告物を設置する場合は、屋外広告物法及び県屋外広告物条例により、許可申請を行い、適正に設置しましょう。

また、公共施設地（道路・公園等）に広告物等を設置する場合は、上記許可申請の他に関係法令に基づく管理者の許可も必要です。

無断での屋外広告物設置はやめましょう。

思いやりタクシー（末吉地域）の一部を6月より変更します。

「外園線・蓑原線」の時刻表見直し。

「笠木・大沢津線」に「六町西」停留所を新設。



お問い合わせ先
企画課企画政策係
☎ 0986-76-8802

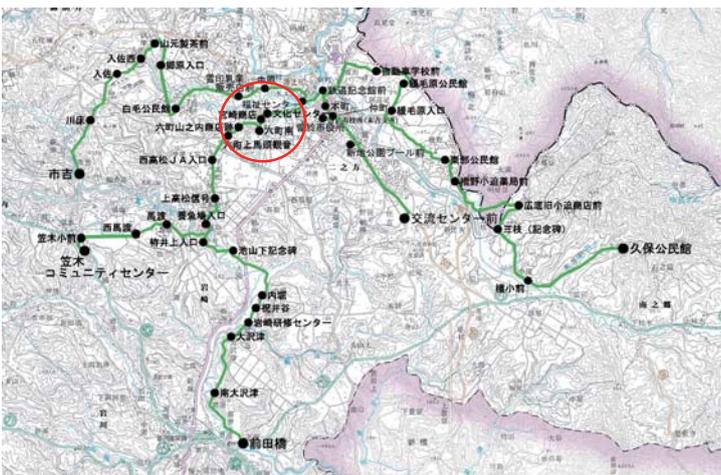
(末吉地域2号車) 外園線 ※日曜日は運休

| 外園～交流センター前線 | | | |
|-------------|-------|-------|-------|
| 上り | | 下り | |
| 乗降場所 | 第1便① | 第2便④ | 第3便⑩ |
| 外園前 | 8:10 | 10:50 | 17:15 |
| 外園中 | 8:11 | 10:51 | 17:16 |
| 通山農協支所前 | 8:12 | 10:52 | 17:17 |
| 通山 | 8:13 | 10:53 | 17:18 |
| 駄ヶ山 | 8:15 | 10:55 | 17:20 |
| 四季祭市場 | 8:16 | 10:56 | 17:21 |
| 小倉 | 8:17 | 10:57 | 17:22 |
| 小倉上 | 8:18 | 10:58 | 17:23 |
| 徳留 | 8:19 | 10:59 | 17:24 |
| 徳留三文字 | 8:20 | 11:00 | 17:25 |
| 種子田公民館 | 8:22 | 11:02 | 17:27 |
| 深川小前 | 8:25 | 11:05 | 17:30 |
| 前川内公民館 | 8:26 | 11:06 | 17:31 |
| 村山公民館 | 8:30 | 11:10 | 17:35 |
| 前田 | 8:32 | 11:12 | 17:37 |
| 前田下 | 8:33 | 11:13 | 17:38 |
| 木原商店前 | 8:34 | 11:14 | 17:39 |
| 南畜前 | 8:35 | 11:15 | 17:40 |
| 福祉センター | 8:36 | 11:16 | 17:41 |
| 鉄道記念館前 | 8:37 | 11:17 | 17:42 |
| 本町 | 8:38 | 11:18 | 17:43 |
| 仲町 | 8:39 | 11:19 | 17:44 |
| 曾於市役所 | 8:40 | 11:20 | 17:45 |
| 新地公園プール前 | - | 11:22 | - |
| 交流センター前 | 8:47 | 11:27 | 17:52 |
| 乗降場所 | 第1便③ | 第3便⑦ | 第2便⑩ |
| 交流センター前 | 10:05 | 14:00 | 16:30 |
| 新地公園プール前 | 10:08 | 14:03 | 16:33 |
| 曾於市役所 | 10:15 | 14:10 | 16:40 |
| 仲町 | 10:16 | 14:11 | 16:41 |
| 本町 | 10:17 | 14:12 | 16:42 |
| 鉄道記念館前 | 10:18 | 14:13 | 16:43 |
| 福祉センター | 10:19 | 14:14 | 16:44 |
| 南畜前 | 10:20 | 14:15 | 16:45 |
| 木原商店前 | 10:21 | 14:16 | 16:46 |
| 前田下 | 10:22 | 14:17 | 16:47 |
| 前田 | 10:24 | 14:19 | 16:49 |
| 村山公民館 | 10:28 | 14:23 | 16:53 |
| 前川内公民館 | 10:29 | 14:24 | 16:54 |
| 深川小前 | 10:32 | 14:27 | 16:57 |
| 種子田公民館 | 10:34 | 14:29 | 16:59 |
| 徳留三文字 | 10:35 | 14:30 | 17:00 |
| 徳留 | 10:36 | 14:31 | 17:01 |
| 小倉上 | 10:37 | 14:32 | 17:02 |
| 小倉 | 10:38 | 14:33 | 17:03 |
| 四季祭市場 | 10:39 | 14:34 | 17:04 |
| 駄ヶ山 | 10:41 | 14:36 | 17:06 |
| 通山 | 10:42 | 14:37 | 17:07 |
| 通山農協支所前 | 10:43 | 14:38 | 17:08 |
| 外園中 | 10:44 | 14:39 | 17:09 |
| 外園前 | 10:45 | 14:40 | 17:10 |

蓑原線 ※日曜日は運休

| 蓑原～交流センター前線 | | | | | | |
|-------------|------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| 上り | | | 下り | | | |
| 乗降場所 | 第1便② | 第2便⑥ | 第3便⑨ | 乗降場所 | 第1便⑤ | 第2便⑧ |
| 蓑原 | 9:20 | 12:30 | 15:45 | 交流センター前 | 11:35 | 15:01 |
| 柳井谷 | 9:21 | 12:31 | 15:46 | 新地公園プール前 | 11:39 | 15:05 |
| 丸山モーターズ前 | 9:22 | 12:32 | 15:47 | 曾於市役所 | 11:42 | 15:08 |
| 鶴木 | 9:25 | 12:35 | 15:50 | 仲町 | 11:43 | 15:09 |
| 柳泊小前 | 9:27 | 12:37 | 15:52 | 本町 | 11:44 | 15:10 |
| 田Aコープ深川店前 | 9:28 | 12:38 | 15:53 | 鉄道記念館前 | 11:45 | 15:11 |
| 上中崎 | 9:29 | 12:39 | 15:54 | 福祉センター | 11:46 | 15:12 |
| 中崎 | 9:31 | 12:41 | 15:56 | 南畜前 | 11:47 | 15:13 |
| 後迫 | 9:32 | 12:42 | 15:57 | 木原商店前 | 11:48 | 15:14 |
| 上後迫 | 9:33 | 12:43 | 15:58 | 深川西前 | 11:49 | 15:15 |
| 国原 | 9:35 | 12:45 | 16:00 | 深川東 | 11:50 | 15:16 |
| 今西商店前 | 9:36 | 12:46 | 16:01 | 武田 | 11:51 | 15:17 |
| 宇都之上 | 9:37 | 12:47 | 16:02 | 宇都之上 | 11:52 | 15:18 |
| 武田 | 9:38 | 12:48 | 16:03 | 今西商店前 | 11:53 | 15:19 |
| 深川東 | 9:39 | 12:49 | 16:04 | 国原 | 11:55 | 15:21 |
| 深川西前 | 9:40 | 12:50 | 16:05 | 上後迫 | 11:56 | 15:22 |
| 木原商店前 | 9:41 | 12:51 | 16:06 | 後迫 | 11:57 | 15:23 |
| 南畜前 | 9:42 | 12:52 | 16:07 | 中崎 | 11:59 | 15:25 |
| 福祉センター | 9:43 | 12:53 | 16:08 | 上中崎 | 12:00 | 15:26 |
| 鉄道記念館前 | 9:44 | 12:54 | 16:09 | 田Aコープ深川店前 | 12:01 | 15:27 |
| 本町 | 9:45 | 12:55 | 16:10 | 柳泊小前 | 12:03 | 15:29 |
| 仲町 | 9:46 | 12:56 | 16:11 | 鶴木 | 12:06 | 15:32 |
| 曾於市役所 | 9:47 | 12:57 | 16:12 | 丸山モーターズ前 | 12:07 | 15:33 |
| 新地公園プール前 | 9:50 | 13:00 | 16:15 | 柳井谷 | 12:08 | 15:34 |
| 交流センター前 | 9:54 | 13:04 | 16:19 | 蓑原 | 12:09 | 15:35 |

笠木・大沢津線



○の宮崎商店～文化センターの間に「六町西」バス停を新設します。路線が延長になるため、時刻表も一部変更になります。

変更の時刻表や詳細は、思いやりタクシー内及び待合所に置いてあります。

運転免許証の自主返納をした方には、思いやりバス・思いやりタクシーの**3年間の無料乗車券**を交付しております。(詳しくは企画課へお問い合わせください。)

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----|
| | | | | | 6/1 | 2 |
| 3 | 4 ひろば | 5 | 6 | 7 ひろば | 8 親子 | 9 |
| 10 | 11 ひろば | 12 | 13 | 14 講座 | 15 親子 | 16 |
| 17 | 18 | 19 | 20 ひろば | 21 ひろば | 22 親子 | 23 |
| 24 | 25 | 26 ひろば | 27 ひろば | 28 | 29 親子 | 30 |

※子育て支援センターは、園庭開放・育児相談を実施しています。

園庭開放：午前10時～午後3時（月曜日～金曜日）

育児相談：午前9時～午後4時（月曜日～金曜日）

親子ふれあい遊び 午前10時～11時30分

●会場：子育て支援センター

●会場：弥五郎伝説の里

子育てひろば 午前10時～11時30分

●会場：末吉総合センター

●会場：末吉総合体育館

●会場：財部保健福祉センター

育児講座 午前10時～11時30分

●会場：末吉総合センター

子育てふれあいひろば

7月1日に末吉総合センターで「親子ふれ愛コンサート」を開催します。



お問い合わせ先

曾於市地域子育て支援センター
大隅 ☎ 099-482-6125（直通）
子育て携帯サイトすまいるキッズ
<http://www.smile-kids.jp/sooshi>

育児講座
6月14日（木）は末吉総合センターで大隅曾於地区消防組合の救急救命士さんを講師に招き「子どもをとりまく事故防止について・いざという時のための対処法など」の講座を行います。子育て中の方々に身近な事例などの紹介や、すぐに役立つお話が聞けます。
7月1日（日）は末吉総合センター大研修室で「親子ふれ愛ファミリーコンサート」を開催します。メセナ楽団の皆さんといっしょに楽しいひとときをすごしましょう。開演時間は午前10時30分です。

年金移動相談所開設日

| 期日 | 時間 | 場所 |
|----------|----------------|-----------------|
| 6月12日（火） | 午前10時～ 午後3時 | 本庁（末吉） 1階会議室 |

鹿屋年金事務所による移動相談所が開かれます。

日程・場所は上記のとおりです。

相談は無料ですが、予約が必要です。

国民年金のはなし



お問い合わせ先

市民課・各支所地域振興課
末吉 ☎ 0986-76-8805
大隅 ☎ 099-482-5923
財部 ☎ 0986-72-0934

平成23年度国民年金保険料免除申請はお済みですか

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難な場合はそのままにせず、相談にお越し下さい。

平成23年度（平成23年7月～平成24年6月）の免除申請期限が迫っています。申請希望の方はまだ手続きがお済みでない方は、市役所国民年金係または鹿屋年金事務所にお越し下さい。

必要なもの…印鑑・年金手帳・仕事を辞めた方は、離職票または雇用保険受給資格者証の写し

付加保険料の申出はお得です

国民年金1号被保険者（自営業や農業の方）で、年金を少しでも多く受給されたい方は、国民年金保険料と付加保険料（月額400円）を納付されると、付加年金が上乘せされます。

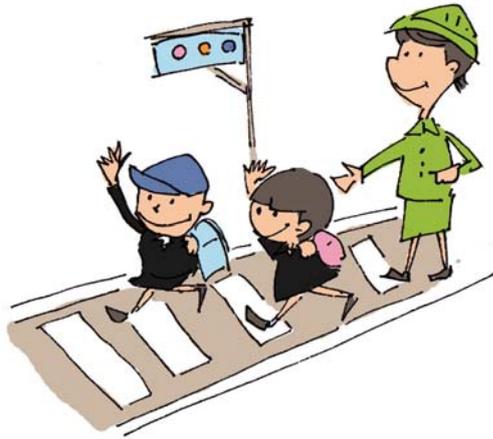
付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数です。

・国民年金基金に加入中の方は、納付できません。

・農業者年金加入者の方は、強制加入となっています。

手続き先…市役所国民年金係・鹿屋年金事務所

必要なもの…印鑑・年金手帳



スクールガード・リーダーの紹介

学校・子供たちの安全を見守るスクールガード・リーダー



お問い合わせ先

教育委員会 学校教育課

☎ 099-482-5957

学校管理下における事件・事故が大きな社会問題となっている近年の状況を踏まえ、曾於市では、児童・生徒が安心して教育を受けられるよう、警察官OBや防犯活動の専門家の方々を「地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）」として、委嘱・配置しています。スクールガード・リーダーについて紹介します。

スクールガード・リーダーの仕事

①各学校のスクールガード（各学校2〜5名）と連携を図りながら、登下校時に巡回パトロールを行い、児童・生徒の安全を見守ります。

②巡回パトロールを行いながら、各学校のスクールガード・教職員に防犯のノウハウを教授し、地域全体の防犯意識向上に努めています。

③児童・生徒及びPTA会員等を対象にした安全教室等講師を務め、地域の実態に合った具体的な指導を行っています。

曾於市のスクールガード・リーダー



八木 達範 さん

【担当学校】

岩川小、笠木小、大隅北小、菅牟田小、恒吉小、月野小、大隅南小



住吉 勉 さん

【担当学校】

末吉小、櫛小、深川小、諏訪小、高岡小、岩北小、岩南小



島子 正一郎 さん

【担当学校】

財部小、財部北小、財部南小、中谷小、柳迫小、光神小

これからも、スクールガード・リーダーと共に曾於市の子どもの安全・安心を、見守っていきましょう。

市・県民税扶養控除の変更について

地方税法の改正により市・県民税の扶養控除が次の通り変更となりました。

◎16歳未満の扶養控除の廃止

扶養控除額33万円が廃止（控除額なし）へ

◎16歳以上18歳以下の特定扶養控除の変更

特定扶養控除額45万円が一般扶養控除額「33万円」へ

※18歳以下の扶養者がある場合、所得から差し引かれる金額（所得控除額）が減額となるため、平成23年度に比べて平成24年度の税額が増えることがあります。（年齢は平成24年1月1日現在の年齢です。）

お問い合わせ先

税務課・各支所地域振興課

末吉 ☎ 0986-76-8804

大隅 ☎ 099-482-5922

財部 ☎ 0986-72-0932



市税等の減免について



お問い合わせ先

税務課・各支所地域振興課
 末吉 ☎ 0986-76-8804
 大隅 ☎ 099-482-5922
 財部 ☎ 0986-72-0932

- ◎固定資産税
地震、火災、風水害などの災害により損害を受けた土地・家屋については、被害面積及び損害の程度に応じて税金を軽減したり、徴収を猶予するなどの制度があります。
- ◎市民税
 - ①災害に遭われた方
 - ②生活保護を受けている方
 - ③失業、疾病等により所得が激減した方（一定の条件を満たす方）

- ◎国民健康保険税
 - ①災害に遭われた方
 - ②失業、疾病等により所得が激減した方
 - ◎提出書類
 ※被保険者で構成する同一世帯の平成24年中の合計所得金額の見積額が、平成23年中の合計所得金額の半分以上に減少すると認められ、かつ、平成23年中の合計所得金額が300万円以下である世帯。
- ※申請の際には、印鑑が必要となりますので、ご持参下さい。

※一定の条件とは、次の三つの条件を**全て満たす**方です。

- 平成24年1月1日から12月31日までの合計所得金額の見積額（失業給付、疾病保険給付等を含む）が、平成23年1月1日から12月31日までの合計所得金額の半分以上に減少すると認められる場合
- 平成23年1月1日から12月31日までの合計所得金額が400万円以下である場合
- 財産、貯蓄等がなく、納税が著しく困難な場合

県大隅児童相談所による巡回児童相談について

実施予定日は、「**7月18日（水）9:45～**」

場所は、「**末吉総合センター**」です。

事前予約が必要です。こちらの連絡先までご連絡ください。

| 連絡先 | 担当課 | 担当係 |
|-----|------------------|----------------------|
| | 本庁・保健課 | 福祉係 (0986-76-8807) |
| | 大隅支所・保健福祉課 | 福祉係 (099-482-5925) |
| | 財部支所・福祉課 (福祉事務所) | 社会福祉係 (0986-72-0936) |

平成24年度

こころの健康づくり・自殺対策講演会 in そお

日時：平成24年8月25日（土） 13時～15時30分

場所：財部きらめきセンター

講師：かえる寺 如意輪寺住職（福岡県小郡市在住）

原口 元秀（はらぐち げんしゅう）先生

住職のカエル説法は楽しく元気が出ると評判で講演依頼も多く、幅広い分野での講演活動を展開し、全国各地をカエルのように飛びまわっておられます。

参加費：無料（どなたでも参加できます）

連絡先：福祉事務所福祉課社会福祉係 ☎ 0986-72-0936

保健課健康増進係 ☎ 0986-76-8806

